

## 規 約

(1) 名 称 江戸ランナーズクラブ (略式名称) E R Cとする。

(2) 設 立 2004年(平成16年) 5月17日

(3) 目 的 下記内容を主たる目的とする。

- ① メンバー個人の目的・目標達成
- ② メンバー間の親睦を深める
- ③ 地元地域への貢献

(4) 活動内容

- ① 月数回の練習会(自主参加)
- ② 各大会の情報交換、及びレースへの参加(自主参加)
- ③ 総会(年次報告会)、及び不定期な親睦会
- ④ メンバー拡充の為の広報活動
- ⑤ 他チームとの親睦会・情報交換など
- ⑥ 地元地域への貢献

(5) 活動年度

4月1日～翌年3月31日とする。

(6) 年会費

会の運営費として会員には年会費(4月～翌年3月)として、一人2,500円を徴収する。  
年会費にはスポーツ団体保険代1,850円を含む。なお、スポーツ団体保険は強制加入とする。  
入会月が1月～3月の場合は年会費を一人1,850円とする。

希望者からは「陸連団体登録費」として年間一人2,600円を徴収する。

また、団体登録費用として一人100円を徴収する。

年会費には、レース参加費・イベント参加費などは含まれない。

理由に関わらず、途中退会した場合には年会費は返還しない。

(7) 入会条件

会の規約を乱さず、やる気がある方ならば承認する。

入会当初の1ヶ月間は仮メンバーとし、その後役員の承認により本メンバーとする。

(8) 退会手続き

- ①退会を希望する場合は事務局長に連絡して、承認することとする。
- ② (12) ③の規定に反した場合には、退会と判断する。
- ③その他、会の規律を乱す様な行為があった場合、役員判断により退会とすることができる。

(9) 役員選任・任期・権限

- ① 役員（会長・事務局長・監督）は、メンバーの投票により選任する。
- ② 任期は1年で、選任された年の4月1日～翌年3月31日とする。  
但し、会長の任期は3年とする。
- ③ 事務局長・監督は、それぞれ連続して2期までしかできないこととする。
- ④ 任期中にやむをえない理由で役員を退任する場合、他の役員・メンバーの承諾を必要とする。  
また、役員が退任した場合は速やかに他の役員・メンバーで後任を選出する。
- ⑤ 事務局長は会計を指名することができる。
- ⑥ 運営に関して、メンバーは役員に一任する。

(10) 保険

練習中や大会参加時の事故・病気・怪我等は責任を負いかねるので、了承すること。  
スポーツ団体保険加入を義務付けているが十分ではない。内容を確認の上、各自補填すること。

(11) ユニフォーム等について

新規入会メンバーは正式入会時にチーム指定の「江戸一Tシャツ」を購入すること。  
年会費とは別に「江戸一Tシャツ」の代金を支払い、正式入会後に注文をして受け取ること。

「江戸一Tシャツ」以外のユニフォームについては各自で任意に作製することができる。  
但し、ユニフォームのロゴについてはチーム指定のロゴ（文字）（国際レースにも使用できる日本陸連の定めた規格に準ずる）を使用すること。

(12) 総会（年次報告会）

- ① 総会は年に一度、1月～3月の間に開催する。また、必要に応じて臨時総会が開催できる。
- ② 総会では年次報告・役員選任・規約改正などを行う。
- ③ メンバーは総会に無断で欠席をしないものとする。

(13) 規約改正

総会・臨時総会で規約改正ができる。規約改正には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。